一九歳に達した者であるときは、当該学資支給金支給年度の同法第三一四条の三第二項に規定する課税総所得金額等の合計額から一二万円を控除して得た金額に、一〇〇分の六を乗じた額を用いることとした。（第一条関係）

二　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正関係

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第六条の授業料等減免の額を定めるときに用いる減免額算定基準額の算定について、授業料等減免対象者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下「授業料等減免実施年度」という。）の前年度の一二月三一日においてその生計維持者の地方税法第二九二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合、当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から三月三一日までの間に一九歳に達した者であるときは、当該授業料等減免実施年度の同法第三一四条の三第二項に規定する課税総所得金額等の合計額から一二万円を控除して得た金額に、一〇〇分の六を乗じた額を用いることとした。（第二条関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令（政令第二八五号）（経済産業省）

1　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等に関する改正

革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等の指定の基準となる法律から、株式会社日本政策金融公庫法（平成一九年法律第五七号）を削る等、所要の改正を行うこととした。（第一条、第六条及び第一〇条関係）

2　場所の定めのない株主総会等に関する改正

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）の一部の施行に伴い、場所の定めのない株主総会等に係る会社法の適用について定めることとした。（第二三条関係）

3　附則

㈠　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、一部の規定を除き、令和四年九月一日から施行することとした。

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八六号）（経済産業省）

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とすることとした。

◇医療法施行令及び消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令（政令第二八七号）（厚生労働省）

一　医療法施行令の一部改正関係

医療法人の社員総会について、医療法第四六条の三の六の規定により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に係る技術的読替えを整備することとした。（第五条の五の七関係）

二　消費生活協同組合法施行令の一部改正関係

1　組合の総会又は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、消費生活協同組合法第九〇条第一項の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替えを削除することとした。（第二〇条関係）

2　組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、消費生活協同組合法第九〇条第四項の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替えを削除することとした。（第二一条関係）

三　施行期日

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行することとした。

◇電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八八号）（総務省）

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六三号）の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

◇電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（政令第二八九号）（総務省）

1　電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六三号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二五年法律第一三一号）第一〇三条第一項の規定に基づき、放送法施行令（昭和二五年政令第一六三号）、電波法関係手数料令（昭和三三年政令第三〇七号）、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四二年政令第二八四号）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四九年政令第二二八号）及び電気通信紛争処理委員会令（平成一三年政令第三六二号）について所要の規定の整理等を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年一〇月一日）から施行することとした。

◇電波監理審議会令（政令第二九〇号）（総務省）

1　電波監理審議会に、電波の有効利用の程度の評価を行わせ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができることとした。（第一条関係）

2　電波監理審議会に、部会を置くことができることとした。（第二条関係）

3　電波監理審議会の部会の議事について規定することとした。（第三条関係）

4　電波監理審議会の庶務は、総務省総合通信基盤局総務課において処理することとした。（第四条関係）

5　この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六三号）の施行の日（令和四年一〇月一日）から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二九一号）（防衛省）

1　令和四年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第一六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、三三八万円、同項第二号の教育訓練を修了した者においては九一一万円、同項第三号の教育訓練を修了した者においては九一〇万円とすることとした。（別表第一一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。